

補足給付事業実施のお知らせ (副食費の補助について)

令和元年10月分より新制度未移行幼稚園に通う対象の子どもの給食費のうち副食費(おかず代等)を補助します。《1人当たり月額上限4,500円》

対象となる方は請求が必要です。

※主食費(パン・ごはん代)及び、預かり保育時に提供されるおやつ代等は対象外です。

◆対象の子ども

新制度未移行幼稚園に通う子どもで、

- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の子ども
《税額控除(住宅借入金等特別控除、寄付金控除等)の適用前の額》
- 小学校3年生以下の子どもから数えて、第3子以降の子ども
《所得に関わらず対象》

◆請求方法

提出物:「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)」

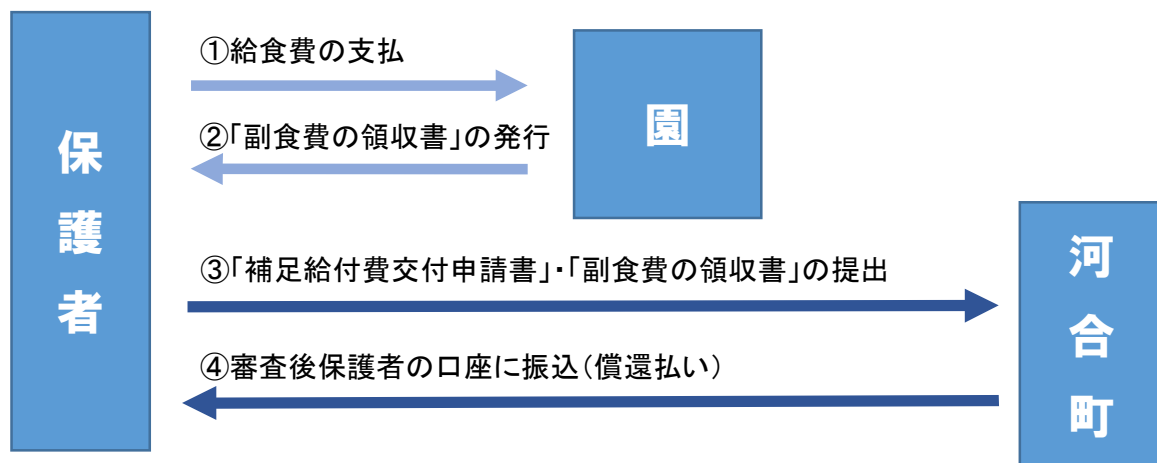
(役場窓口及び町HPでダウンロードできます)

「副食費の領収書」

(園から発行されますので、園に申し出てください。発行された領収書は請求時まで保管してください)

提出先:河合町役場 教育委員会総務課

※毎年9月と3月に対象者に案内を通知します。



問い合わせ先

河合町役場 子育て支援課

電話 0745-57-0200(内168)